

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成 28 年1月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 趣旨</b> 総合的な T P P 等関連政策大綱(令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定)に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。 <u>また、農業者が急速に減少する中で、将来にわたり持続的な食料供給を維持していく必要がある。</u> このため、担い手の育成・確保の取組と、<u>地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組</u>を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。</p> <p><b>第 3 事業内容</b> 本事業は、次に掲げる<u>対策</u>により構成する。</p> <p><u>1 担い手確保・経営強化支援対策</u> <u>この対策に必要な事項については、別記 1 に定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 融資主体型補助事業</u> (略)</p> <p><u>(2) 追加的信用供与補助事業</u> この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、助成対象者(<u>別記 1 の第 1 の 4 の (1) のウの(ア)に規定する市町村が認める者及び別記 1 の第 1 の 4 の (1) のウの(エ)に規定する地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者を除く。</u>)がプロジェクト融資を活用して融資主体型補助事業により機械等の導入等を行う場合に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。</p> <p><u>2 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策</u> <u>この対策に必要な事項については、別記 2 に定めるものとする。</u> <u>この事業は、認定農業者等(別記 2 の第 3 の 4 の (1) に規定する助成対象</u></p>	<p><b>第 1 趣旨</b> 総合的な T P P 等関連政策大綱(令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定)に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。 このため、担い手の育成・確保の取組と<u>農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に</u>推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立など意欲的な取組により農業経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。</p> <p><b>第 3 事業内容</b> 本事業は、次に掲げる<u>事業</u>により構成し、<u>必要な事項については、別記に定めるものとする。</u> (新設)</p> <p><u>1 融資主体型補助事業</u> (略)</p> <p><u>2 追加的信用供与補助事業</u> この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、助成対象者(<u>別記第 1 の 4 の (1) のイの(ウ)に規定する地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者を除く。</u>)がプロジェクト融資を活用して融資主体型補助事業により機械等の導入等を行う場合に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。</p> <p>(新設)</p>

者）が、担い手育成計画を策定し、今後、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において農業を担う者として位置付けられることが見込まれる新たな担い手に対し、マーケットニーズに応じた生産・加工や販路開拓等の実務指導等を行うことで、地域農業の生産性・持続性の向上を実現する取組への経費について助成を行う事業とする。

#### 第4 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、本事業の周知及び要望の把握等を的確に行い、適切な実施及び農業者における実施機会の公平性を確保するものとする。
  - 2 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の3の経営サポート活動又は就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。  
また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 3・4 （略）

#### 別記1 担い手確保・経営強化支援対策

##### 第1 事業の実施

- 1 事業の実施方針  
本事業は、地域計画及び適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）の1に定める人・農地プランをいい、4の（1）のイにより、その適切性が確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、農地の集積・集約化を進めている地域等において経営発展に向けた意欲的な取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。
- 2 事業実施地区  
（1）担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として地域計画が策定されている地域内で行われるものとする。

#### 第4 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、融資主体型補助事業等の周知及び要望の把握等を的確に行い、融資主体型補助事業等の適切な実施及び農業者における実施機会の公平性を確保するものとする。
  - 2 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の3の経営サポート活動又は就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。  
また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 3・4 （略）

#### 別記

##### 第1 事業の実施

- 1 事業の実施方針  
本事業は、適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）の1に定める人・農地プランをいい、4の（1）のアにより、その適切性が確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）を活用して農地の集積・集約化を進めている地域等において経営発展に向けた意欲的な取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。
- 2 事業実施地区  
(新設)

(2) 地域計画が策定されていない地域にあっては、適切な人・農地プランが作成されている地域内で担い手支援計画に基づく事業を実施することができるものとする。

(3) (略)

(4) 担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として、地域計画又は人・農地プランが策定されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、(1)又は(2)に掲げる地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

(5) 地域計画及び人・農地プランを策定していない地域であっても、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（農地中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区とすることができるものとする。

(6) (2)又は(5)の場合、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知。以下「工程表通知」という。）に基づき作成した工程表（以下「工程表」という。）により、令和6年度末までに地域計画が策定されることが明らかとなっているものとする。

3 (略)

4 事業内容等

(1) 融資主体型補助事業

(1) 担い手支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域（活用することが確実な地域を含む。）内で行われるものとする。この場合、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域とは、農地中間管理機構から賃借権等の設定等（農地中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地域をいうものとする。また、農地中間管理機構を活用することが確実な地域とは、農地中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権の設定等のため市町村において農用地利用集積計画の作成等がされた農地又は賃借権等の設定等のため市町村において農用地利用配分計画（案）の作成等がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地域をいうものとする。

(2) (略)

(3) 担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として、人・農地プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、(1)に掲げる適切な人・農地プランが作成されている地域を併せて事業実施地区とすることができる。

(4) 人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手支援計画で明らかにするものとし、遅くとも5の(2)の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。

(新設)

3 (略)

4 事業内容等

(1) 融資主体型補助事業

ア 地域計画

2の(1)を事業実施地区とする場合、事業実施地区における地域計画が、基盤強化法第19条第8項又は工程表通知に基づき、担い手支援計画の提出までに公表されている又は公表される見込みがあること。

イ 適切な人・農地プランの地域

事業実施主体は、2の(2)に規定する事業実施地区が以下のいずれかに該当することについて確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 進め方通知の5の(1)に定める工程表(令和5年度末までの実質化の取組の完了を見据えて策定されたものに限る。)が市町村のホームページで公表されている地域内であること(当該工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、当該工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。)

ウ (略)

(ア) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた者(認定農業者(基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)、認定就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。)、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)

(イ) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体(以下「中心経営体」という。)である認定農業者、認定就農者又は集落営農組織。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(ウ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(2の(5)に該当する場合であって、認定農業者、認定就農者又は集落営農組織に限る。)

(エ) (略)

エ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出など意欲的

(新設)

ア 適切な人・農地プランの地域

事業実施主体は、2の(1)に規定する事業実施地区が以下のいずれかに該当することについて確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 進め方通知の5の(1)に定める工程表(令和4年度末までの実質化の取組の完了を見据えて策定されたものに限る。)が市町村のホームページで公表されている地域内であること(当該工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、当該工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。)

イ (略)

(新設)

(ア) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体(以下「中心経営体」という。)であり次のいずれかの要件に該当する者。

a 基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者(同法第23条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。)であること。

b 基盤強化法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。

c 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織(法人を除く。)であって、次の要件を満たすものであること。

(a) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

(b) 共同販売経理を行っていること。

(c) 法人化することが確実であると見込まれること。

(イ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(2の(4)に該当する場合であって、(ア)のa～cのいずれかに該当する者に限る。)

(ウ) (略)

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出など意欲的



な取組による付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって、当該取組の実施に要する経費についてプロジェクト融資を受けるものであることとする。ただし、ウの(ア)の市町村が認める者及び事業実施主体が認める者(以下「市町村が認める者等」という。)については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とするものとする。

a・b (略)

(イ) (略)

a～h (略)

i 助成対象者が、過去に本事業、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。以下この i において同じ。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型を除く。以下この i において同じ。））又は農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプを除く。以下この i において同じ。）（以下「本事業等」という。）により機械等を導入等している場合にあっては、次に該当するものであること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去に実施した本事業等の成果目標の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合は、この限りではない。

(a)～(d) (略)

j・k (略)

l 導入を予定している機械がトラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、API（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、農機データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定していること。ただし、導入を予定している機械等のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと認められる場合についてはこの限りではない。

m (略)

オ (略)

(2) (略)

## 5 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、4の(1)のウの(ア)から(ウ)までに規定する者(市町村が認

な取組による付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって、当該取組の実施に要する経費についてプロジェクト融資を受けるものであることとする。ただし、事業実施主体が認める者については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とするものとする。

a・b (略)

(イ) (略)

a～h (略)

i 助成対象者が、過去に本事業、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。以下この i において同じ。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型を除く。以下この i において同じ。））又は農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプを除く。以下この i において同じ。）（以下「本事業等」という。）により機械等を導入等している場合にあっては、次に該当するものであること。

ただし、新たに実施する機械等の導入等により、過去に実施した本事業等の成果目標の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合 は、この限りではない。

(a)～(d) (略)

j・k (略)

l 導入を予定している機械がトラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、API（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、農機データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定していること。ただし、導入を予定している機械等のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと認められる場合についてはこの限りではない。

m (略)

エ (略)

(2) (略)

## 5 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、4の(1)のイの(ア)又は(イ)に規定する者については付加

める者を除く。)については付加価値額の1割以上の拡大、市町村が認める者等については付加価値額の拡大とする。

なお、事業実施主体は、助成対象者に、別表1（事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準）（以下「目標水準表」という。）に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

(2) (略)

## 6 実施手続

(1)・(2) (略)

ア・イ (略)

(ア) 5の成果目標が事業実施地区が属する市町村の基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画又は適切な人・農地プランに即したものであること。

(イ) (略)

(削る。)

a・b (略)

(ウ)～(キ) (略)

(削る。)

(ク) (略)

(ケ) 助成対象となる事業内容が、4の(1)のエの規定に適合するものであること。

(コ) (略)

ウ・エ (略)

(3) (略)

7・8 (略)

## 9 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて(2)の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

(4) (略)

## 第4 国の助成措置等

1 (略)

(1) 融資主体型補助事業

価値額の1割以上の拡大、事業実施主体が認める者については付加価値額の拡大とする。

なお、事業実施主体は、助成対象者に、別表1（事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準）（以下「目標水準表」という。）に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

(2) (略)

## 6 実施手続

(1)・(2) (略)

ア・イ (略)

(ア) 5の成果目標が事業実施地区が属する市町村の基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであること。

(イ) (略)

a 事業実施地区内の助成対象者(事業実施主体が認める者を除く。)  
全体で付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定している場合。

b・c (略)

(ウ)～(キ) (略)

(ク) 助成対象者が4の(1)のイの(ア)のcの組織である場合には、同規定を満たす組織であること。

(ケ) (略)

(コ) 助成対象となる事業内容が、4の(1)のウの規定に適合するものであること。

(サ) (略)

ウ・エ (略)

(3) (略)

7・8 (略)

## 9 (略)

(1)・(2) 略

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

(4) (略)

## 第4 国の助成措置等

1 (略)

(1) 融資主体型補助事業

ア (略)

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額(助成対象者が市町村が認める者等である場合は、(ア)又は(ウ)のいずれか低い額)を限度とする。

(ア)～(ウ) (略)

(2)・(3) (略)

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業費(追加的信用供与補助事業費を除く。)が大きい助成対象者に優先して配分するものとする。

(1) 助成対象者の取組内容を配分基準表に基づきポイント化し、当該ポイントに別表5(地区配分基準表)による点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

(2) 配分予定額のうち労働力不足の解消や生産性の向上等を図る省力化農業への転換に係る取組を優先して支援するために設定する額(以下「省力化農業転換優先枠」という。)の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対象者の事業費のうち省力化農業の推進に必要な機械等の事業費が2分の1を超える助成対象者の要望額又は(6)に掲げる上限額のうちいずれか低い額から省力化農業への転換に係る取組に必要な額を算出する。

(3) 配分予定額のうち環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組を優先して支援するために設定する額(以下「みどり農業推進優先枠」という。)の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対象者の事業費のうち当該助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画(同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた計画の活動に関連する機械等の事業費及び目標年度における化石燃料使用量の15%以上の削減又は化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等の事業費が2分の1を超える助成対象者の要望額又は(6)に掲げる上限額のうちいずれか低い額から環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組に必要な額を算出する。

(4) 省力化農業転換優先枠及びみどり農業推進優先枠以外の配分予定額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対象者の要望額

ア (略)

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額(助成対象者が事業実施主体が認める者である場合は、(ア)又は(ウ)のいずれか低い額)を限度とする。

(ア)～(ウ) (略)

(2)・(3) (略)

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の一助成対象者当たりの事業費(追加的信用供与補助事業費を除く。)が大きい地区に優先して配分するものとする。

(1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表5(地区配分基準表)による点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

(2) 配分予定額のうちスマート農業の生産現場段階での実装を優先して支援するために設定する額(以下「スマート農業推進優先枠」という。)の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額のうちスマート農業の推進に必要な機械等の要望額を算出する。

(3) 配分予定額のうち化石燃料・化学肥料の使用量の削減に向けた取組を優先して支援するために設定する額(以下「省エネルギー農業等推進優先枠」という。)の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額のうち目標年度における化石燃料使用量の15%以上の削減又は化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等の要望額((2)で算出対象となった機械等に係る要望額を除く。)を算出する。

(4) スマート農業推進優先枠及び省エネルギー農業等推進優先枠以外の配分予定額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い地区から順に、

( (2) 及び (3) で算出対象となった助成対象者に係る要望額を除く。) 又は (6) に掲げる上限額のうちいずれか低い額に (2) 及び (3) で算出した額を加算した額を当該事業実施地区に係る融資主体型補助事業の実施に必要な額として算定する。

(5) (略)

(6) 助成対象者ごとの上限額は、第1の4の(1)のウのうち市町村が認める者等を除く者については、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とし、市町村が認める者等については100万円とする。

3 (略)

別表1

事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準	
必須目標	(略)	
(略)	市町村が認める者等以外の者	(略)
	市町村が認める者等	(略)
選択目標	(略)	
①～⑤	(略)	
⑥ 環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減又は環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける。	

当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額( (2) 及び (3) で算出対象となった機械等に係る要望額を除く。) を算出し、この額に (2) 及び (3) で算出した額を加算した額又は (6) に掲げる上限額のうちいずれか低い額を当該事業実施地区に係る融資主体型補助事業の実施に必要な額として算定する。

(5) (略)

(6) 助成対象者ごとの上限額は、第1の4の(1)のイの(ア)又は(イ)に規定する者については、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とし、事業実施主体が認める者については100万円とする。

3 (略)

別表1

事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準	
必須目標	(略)	
(略)	事業実施主体が認める者以外の者	(略)
	事業実施主体が認める者	(略)
選択目標	(略)	
①～⑤	(略)	
⑥ 環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行う。	



⑦ (略)	(略)
⑧ 労働時間の縮減	省力化技術の導入、栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑨ (略)	(略)

⑦ (略)	(略)
⑧ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑨ (略)	(略)

(略)

(略)

別表4

別表4

配分基準表

配分基準表

項目	配点の水準	点数
① 付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大率の目標が市町村が認める者等以外の者にあつては(ア)、市町村が認める者等にあつては(イ)に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。 (ア) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象：市町村が認める者等以外の者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))	
	a～g (略)	(略)
	(イ) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象：市町村が認める者等(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))	
	a～g (略)	(略)
イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大額の目標(⑩新規就農のポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標)が⑩新規就農のポイント加点を受ける者にあつては(ウ)、それ以外の者であつて市町村が認める者等にあつては(イ)、市町村が認める者等以外の者にあつては(ア)のいずれかに該当している。 (ア) 付加価値額の拡大額の目標(対象：⑩新規就農のポイント		

項目	配点の水準	点数
① 付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大率の目標が事業実施主体が認める者以外の者にあつては(ア)、事業実施主体が認める者にあつては(イ)に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。 (ア) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象：事業実施主体が認める者以外の者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))	
	a～g (略)	(略)
	(イ) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象：事業実施主体が認める者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))	
	a～g (略)	(略)
イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大額の目標(⑩新規就農のポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標)が⑩新規就農のポイント加点を受ける者にあつては(ウ)、それ以外の者であつて事業実施主体が認める者にあつては(イ)、事業実施主体が認める者以外の者にあつては(ア)のいずれかに該当している。 (ア) 付加価値額の拡大額の目標(対象：⑩新規就農のポイント		

	加点を受ける者以外の者であって市町村が認める者等以外の者)	
	a～g (略)	(略)
	(イ) 付加価値額の拡大額の目標 (対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって市町村が認める者等)	
	a～g (略)	(略)
	(ウ) (略)	
② 経営面積の拡大	市町村が認める者等以外の者にあつてはア、市町村が認める者等にあつてはイのいずれかの取組に該当している。 ア 経営面積の拡大 (対象：市町村が認める者等以外の者)	
	a 目標年度に現状よりも20ha (施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	7点
	b 目標年度に現状よりも10ha (施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	6点
	c～f (略)	(略)
	g 上記aからfまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	(略)
	イ 経営面積の拡大 (対象：市町村が認める者等)	
	(略)	(略)
③ 農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。	1点。 ただし市町村が認める者等の場合は2点。 なお、有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、1点加算する。
④ (略)	(略)	
⑤ 経営管理の高度化	ア (略)	1点
	イ・ウ (略)	(略)

	加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者以外の者)	
	a～g (略)	(略)
	(イ) 付加価値額の拡大額の目標 (対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者)	
	a～g (略)	(略)
	(ウ) (略)	
② 経営面積の拡大	事業実施主体が認める者以外の者にあつてはア、事業実施主体が認める者にあつてはイのいずれかの取組に該当している。 ア 経営面積の拡大 (対象：事業実施主体が認める者以外の者)	
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	a～d (略)	(略)
	e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	(略)
	イ 経営面積の拡大 (対象：事業実施主体が認める者)	
	(略)	(略)
③ 農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる。	1点。 ただし事業実施主体が認める者の場合は2点。 なお、有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、1点加算する。
④ (略)	(略)	
⑤ 経営管理の高度化	ア (略)	2点
	イ・ウ (略)	(略)

	エ 農業版BCP（事業継続計画）（ <u>農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。</u> ）を策定している。	（略）
	オ <u>労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。</u>	1点
⑥ 環境配慮の取組	<u>以下のいずれかに該当する取組である。</u> ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 イ <u>環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。</u>	（略）
⑦ 農作業の共同化	[対象： <u>市町村が認める者等</u> ] <u>市町村が認める者等</u> であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。	（略）
⑧ 労働時間の縮減	<u>省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間についてaからcの取組に該当している。</u>	
	a～c （略）	（略）
⑨～⑫（略）	（略）	（略）
⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築	本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。	（略）
⑭ 中山間地域での取組	[対象： <u>市町村が認める者等</u> ] <u>市町村が認める者等</u> であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。	（略）

注：1～4 （略）

5 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営・就農支援センター等の支援機関が、当該助成対象者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとす

	エ 農業版BCP（事業継続計画）を策定している。	（略）
	（新設）	（新設）
⑥ 環境配慮の取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 （新設）	（略）
⑦ 農作業の共同化	[対象： <u>事業実施主体が認める者</u> ] <u>事業実施主体が認める者</u> であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。	（略）
⑧ 労働時間の縮減	[対象： <u>事業実施主体が認める者</u> ] <u>事業実施主体が認める者</u> であって、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間についてaからcの取組に該当している。	
	a～c （略）	（略）
⑨～⑫（略）	（略）	（略）
⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築	[対象： <u>事業実施主体が認める者</u> ] <u>事業実施主体が認める者</u> であって、本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、 <u>農業経営相談所</u> 等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。	（略）
⑭ 中山間地域での取組	[対象： <u>事業実施主体が認める者</u> ] <u>事業実施主体が認める者</u> であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。	（略）

注：1～4 （略）

5 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営相談所等の支援機関が、当該事業実施主体が認める者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとす

る。

別表5

地区配分基準表

項目	配分の水準	点数
①担い手への農地集積	事業実施要望地区における地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	<u>助成対象者の</u> ポイントに1点加点する。
②農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の地域の担い手への農地集積の <u>取組</u> を進め、3年度前より地区の地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	<u>助成対象者の</u> ポイントに1点加点する。 ただし、左記のうち事業実施前年度から増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は <u>助成対象者の</u> ポイントに2点を加点する。
(削る。)	(削る。)	(削る。)
③地区の状況	(略)	<u>助成対象者の</u> ポイントに0.5点加点する。

注：担い手への農地集積は、認定農業者、認定就農者、集落営農組織及び市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者への農地集積をいうものとする。

(削る。)

(削る。)

る。

別表5

地区配分基準表

項目	配分の水準	点数
①担い手への農地集積	事業実施要望地区における <u>中心経営体である</u> 地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	<u>平均</u> ポイントに1点加点する。
②農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の <u>中心経営体である</u> 地域の担い手への農地集積の <u>取組み</u> を進め、3年度前より地区の <u>中心経営体である</u> 地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	<u>平均</u> ポイントに1点加点する。 ただし、左記のうち事業実施前年度から増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は <u>平均</u> ポイントに2点を加点する。
③人・農地プランの実質化の取組	事業実施要望地区に係る既存の <u>人・農地プランについて、既に実質化されている、又は担い手支援計画の承認までに実質化することとしている。</u>	<u>平均ポイントに2点</u> 加点する。
④地区の状況	(略)	<u>平均</u> ポイントに0.5点加点する。

注：1 ③の既存の人・農地プランについて、既に実質化されているか否かの判断は、進め方通知に基づき行うものとする。

2 ③の実質化されている人・農地プランには、進め方通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び進め方通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含むものとする。

3 ③の「担い手支援計画の承認までに実質化することとしている」として加点する場合は、人・農地プランを実質化する取組計画を提出すること。



令和 年度担い手確保・経営強化支援計画書

<input type="checkbox"/> 地域計画の策定がされている地区	<input type="checkbox"/> 適切な人・農地プランの作成等がされている地区	<input type="checkbox"/> 地域計画の策定、人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区
--	---	---

(注) 該当する項目の□にチェックを入れること。

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

(注) 1 事業実施地区は地域計画又は実質化された人・農地プランに基づき記入すること。なお、農地の集約・集積化に資する場合は、複数の地域を併せて事業実施地区とすることができる。(農地の集積・集約化に向けた計画を添付のこと。)  
2 (略)

I 事業実施地区の成果目標

1 地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目	助成対象者区分	1年度目	2年度目	3年度目 (目標年度)
必須目標	付加価値額の拡大	市町村が認める者等以外の者		
		市町村が認める者等		
選択目標	① (略)			
	② (略)			
	③ (略)			
	④ (略)			
	⑤ (略)			
	⑥ (略)			
	⑦ (略)			
	⑧ (略)			
	⑨ (略)			

(注) (略)  
(削る。)

[成果目標の事後評価の具体的な検証方法]

(略)	(略)

II 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分					対象経営体負担経費		備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D				
						融資 E	自己負担 F		
融資主体型補助事業	市町村が認める者等以外の者								経営体
	市町村が認める者等								経営体
追加的信用供与補助事業	市町村が認める者等以外の者								保証希望融資額: 円
計	市町村が認める者等以外の者								
	市町村が認める者等								

2 (略)

令和 年度担い手確保・経営強化支援計画書

<input type="checkbox"/> (新設)	<input type="checkbox"/> 適切な人・農地プランの作成等がされており、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区	<input type="checkbox"/> 人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区
-------------------------------	---	---

(注) 該当する項目の□にチェックを入れること。

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

(注) 1 事業実施地区は実質化された人・農地プランに基づき記入すること。なお、農地の集約・集積化に資する場合は、複数の地域を併せて事業実施地区とすることができる。(農地の集積・集約化に向けた計画を添付のこと。)  
2 (略)

I 事業実施地区の成果目標

1 地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目	助成対象者区分	1年度目	2年度目	3年度目 (目標年度)
必須目標	付加価値額の拡大	事業実施主体が認める者以外の者		
		事業実施主体が認める者		
選択目標	① (略)			
	② (略)			
	③ (略)			
	④ (略)			
	⑤ (略)			
	⑥ (略)			
	⑦ (略)			
	⑧ (略)			
	⑨ (略)			

(注) 1 (略)  
2 事業実施地区全体で付加価値額の1割以上の拡大を目標とする場合(助成対象者区分の「事業実施主体が認める者」を除く。)には、付加価値額の拡大の各年度欄の下端に行を追加し、各助成対象者が設定した定量的な目標値の合計(分子)と現状値の合計(分母)を円単位で記載すること。

[成果目標の事後評価の具体的な検証方法]

(略)	(略)

II 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分					対象経営体負担経費		備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D				
						融資 E	自己負担 F		
融資主体型補助事業	事業実施主体が認める者以外の者								経営体
	事業実施主体が認める者								経営体
追加的信用供与補助事業	事業実施主体が認める者以外の者								保証希望融資額: 円
計	事業実施主体が認める者以外の者								
	事業実施主体が認める者								

2 (略)

Ⅲ 地域計画及び人・農地プラン

1 地域計画

<input type="checkbox"/> 地域計画を策定
----------------------------------

(注) 地域計画を策定している場合、□にチェックを入れること。

2 人・農地プランの実質化

<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

(注) 地域計画未策定の場合、該当する項目の□にチェックを入れること。(既に地域計画を策定している場合は、チェック不要。)

3 地域計画の策定

(地域計画が策定されていない場合に記載すること。(地域計画の策定、人農地プランの作成等がされていないが、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農する範囲を事業実施地区とする場合を含む。))

(1) 地域計画の策定期間  
年 月 末までに策定予定

(2) 策定スケジュール

スケジュール

(注) 策定までのスケジュール等を記載すること。(工程表の添付により記載を省略することができる。)

Ⅳ 農地中間管理機構を活用した農地の集積状況

(略)

(削る。)

Ⅶ 助成対象者への働きかけ

助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけている。			
<input type="checkbox"/> 農業相談所等の支援機関の積極的な活用	<input type="checkbox"/> 農業版BCP(事業継続計画)の策定	<input type="checkbox"/> 青色申告の実施	<input type="checkbox"/> みどりのチェックシートによる自己点検の実施

(注) 助成対象者への働きかけを行っている場合は□にチェックを入れること。

Ⅲ 人・農地プラン

(新設)

(新設)

1 人・農地プランの実質化

<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

(注) 該当する項目の□にチェックを入れること。

2 人・農地プランの作成

(人・農地プランの作成等がされていないが、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農する範囲を事業実施地区とする場合に限る。)

(1) 人・農地プランの作成時期  
年 月 末までに作成予定

(2) 作成スケジュール

スケジュール

(注) 作成までのスケジュール等を記載すること。(事業実施年度中に実質化された人・農地プランの作成を了するスケジュールとすることが望ましい。)

Ⅳ 農地中間管理機構を活用した農地の集積状況

1 (略)

2 農地中間管理機構の活用状況

(1) 農地中間管理機構による賃借権等の設定等がなされた事業実施地区内の農地面積

ha(地区全体) 設定年月日 年 月 日(直近)

(2) 農用地利用集積計画又は農用地配分計画(案)が作成等された事業実施地区内の農地面積

ha(地区全体) 作成等年月日 年 月 日(予定の場合は予定日)

Ⅶ 助成対象者への働きかけ

助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけている。			
<input type="checkbox"/> 農業相談所等の支援機関の積極的な活用	<input type="checkbox"/> 農業版BCP(事業継続計画)の策定	<input type="checkbox"/> 青色申告の実施	<input type="checkbox"/> みどりのチェックシートに関するオンライン研修の実施

(注) 助成対象者への働きかけを行っている場合は□にチェックを入れること。

担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調査

Table with 4 columns: No, 助成対象者名, 住所, 代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

(1) 助成対象者要件

Form for (1) 助成対象者要件 with checkboxes for 1, 2, 3, 4, 5 and their descriptions.

(2) 目標地図に位置付けられた地域計画

Form for (2) 目標地図に位置付けられた地域計画 with checkboxes a and b.

(注) 助成対象者が目標地図に位置付けられた者である場合に、該当する計画名を記載。

(3) 中心経営体として位置付けられた人・農地プラン

Form for (3) 中心経営体として位置付けられた人・農地プラン with checkboxes a and b.

(注) (略)

(注) 1 (略)
2 1及び3の両方に該当する場合、2及び3の両方に該当する場合、又は3及び4の両方に該当する場合は、該当する両方にチェックを入れること。
3 5に該当する場合は事業実施主体が定める基準に該当することが分かる資料を添付すること。

(4) 補助上限の区分

Form for (4) 補助上限の区分 with checkboxes (略).

(注) (略)

(5) 地域計画に位置付けられた取組内容

Table for (5) 地域計画に位置付けられた取組内容 with columns for (2)の関連番号, 市町村名, 地域名, 経営作目等, 現状(〇年度), 10年後(目標年度:〇年度), 経営作目等, 経営面積, 作業受託面積.

(注) 1 地域計画に記載された内容を記載すること。
2 複数の計画が事業実施に関連する場合は、行を追加し全て記載すること。

(6) 人・農地プランに位置付けられた取組内容

Table for (6) 人・農地プランに位置付けられた取組内容 with columns for (3)の関連番号, 市町村名, 地区名, 経営内容, 経営規模, 計画(〇年度), 経営内容, 経営規模, (削る。), (削る。)

(注) 1 地域計画が未策定の場合、人・農地プランに記載された内容を記載すること。(地域計画を策定している場合は記載不要。)
2 (略)

(7)(1)の助成対象者要件の詳細

1～4. 地域計画の目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者

Form for (7)(1)の助成対象者要件の詳細 with checkboxes a, b, c, d, e and their descriptions.

5. 事業実施主体が認める者

Form for 5. 事業実施主体が認める者 with checkboxes a, b, c and their descriptions.

(注) 1 (1)で1, 2, 3, 4又は5を選択した場合、その要件の詳細について該当する□にチェックを入れること。(2及び3を選択した場合は、a. 認定農業者、b. 認定就農者又はc. 集落営農組織を選択すること。)
2 認定就農者に該当する場合は、就農した年齢、就農年月を記入すること。

Form for 営農類型 区分

(注) (略)

(8) 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報並びに地域計画又は人・農地プランに記載されている個人情報(氏名等)について、関係自治体、支援機関、関係機関に提供することに同意します。(同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。)

(注) 本申請に係る情報並びに地域計画又は人・農地プランに記載されている情報を関係自治体、支援機関、関係機関に提供することに同意する場合は、□にチェックを入れること。

(9) 実施状況等の情報提供

Form for (9) 実施状況等の情報提供 with checkbox (略).

(注) (略)

担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調査

Table with 4 columns: No, 助成対象者名, 住所, 代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

(1) 助成対象者要件

Form for (1) 助成対象者要件 with checkboxes for 1, 2, 3 and their descriptions.

(新設)

(注) 1 (略)
2 1及び2の両方に該当する場合は両方にチェックを入れること。

3 3に該当する場合は事業実施主体が定める基準に該当することが分かる資料を添付すること。

(2) 中心経営体として位置付けられた人・農地プラン

Form for (2) 中心経営体として位置付けられた人・農地プラン with checkboxes a and b.

(注) (略)

(3) 補助上限の区分

Form for (3) 補助上限の区分 with checkboxes (略).

(注) (略)

(新設)

(4) 人・農地プランに位置付けられた取組内容

Table for (4) 人・農地プランに位置付けられた取組内容 with columns for (2)の関連番号, 市町村名, 地区名, 経営内容, 経営規模, 計画(〇年度), 経営内容, 経営規模, 取組内容(新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化等)

(注) 1 人・農地プランに記載された内容を記載すること。
2 (略)

(5)(1)の助成対象者要件の詳細

1. 人・農地プランに位置付けられた中心経営体

Form for (5)(1)の助成対象者要件の詳細 with checkboxes a, b, c and their descriptions.

3. 事業実施主体が認める者

Form for 3. 事業実施主体が認める者 with checkboxes a, b, c and their descriptions.

(注) 1 (1)で1又は3を選択した場合、その要件の詳細について該当する□にチェックを入れること。

2 1-bに該当する場合は、就農した年齢、就農年月を記入すること。

Form for 営農類型 区分

(注) (略)

(6) 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報又は人・農地プランに記載されている個人情報(氏名等)について、関係自治体、支援機関、関係機関に提供することに同意します。(同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。)

(注) 本申請に係る情報又は人・農地プランに記載されている情報を関係自治体、支援機関、関係機関に提供することに同意する場合は、□にチェックを入れること。

(7) 実施状況等の情報提供

Form for (7) 実施状況等の情報提供 with checkbox (略).

(注) (略)

II 配分基準表該当項目

助成対象者の配分基準(市町村と相談し記載するとともに、記載事項が妥当であることが分かる資料を添付すること。)

① 付加価値額の拡大

ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:市町村が認める者等以外の者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

Table with 4 columns and 2 rows of checkboxes and '(略)' labels.

(イ) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:市町村が認める者等(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

Table with 4 columns and 2 rows of checkboxes and '(略)' labels.

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって市町村が認める者等以外の者)

Table with 8 columns and 1 row of checkboxes and '(略)' labels.

(イ) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって市町村が認める者等)

Table with 8 columns and 1 row of checkboxes and '(略)' labels.

(ウ) (略)

② 経営面積の拡大

ア 経営面積の拡大(対象:市町村が認める者等以外の者)

Table with 3 columns and 3 rows containing checkboxes and detailed text about land expansion targets.

イ 経営面積の拡大(対象:市町村が認める者等)

Table with 1 column and 1 row containing a checkbox and '(略)' label.

③ 農産物の価値向上

Table with 2 columns and 2 rows containing checkboxes and text about agricultural value improvement.

④ (略)

⑤ 経営管理の高度化

Table with 2 columns and 3 rows containing checkboxes and text about business management.

⑥ 環境配慮の取組

Table with 1 column and 2 rows containing checkboxes and text about environmental measures.

⑦ 農作業の共同化(対象:市町村が認める者等)

Table with 1 column and 1 row containing a checkbox and text about shared farming.

II 配分基準表該当項目

助成対象者の配分基準(市町村と相談し記載するとともに、記載事項が妥当であることが分かる資料を添付すること。)

① 付加価値額の拡大

ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:事業実施主体が認める者以外の者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

Table with 4 columns and 2 rows of checkboxes and '(略)' labels.

(イ) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:事業実施主体が認める者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

Table with 4 columns and 2 rows of checkboxes and '(略)' labels.

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者以外の者)

Table with 8 columns and 1 row of checkboxes and '(略)' labels.

(イ) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者)

Table with 8 columns and 1 row of checkboxes and '(略)' labels.

(ウ) (略)

② 経営面積の拡大

ア 経営面積の拡大(対象:事業実施主体が認める者以外の者)

Table with 3 columns and 3 rows containing checkboxes and detailed text about land expansion targets.

イ 経営面積の拡大(対象:事業実施主体が認める者)

Table with 1 column and 1 row containing a checkbox and '(略)' label.

③ 農産物の価値向上

Table with 2 columns and 2 rows containing checkboxes and text about agricultural value improvement.

④ (略)

⑤ 経営管理の高度化

Table with 2 columns and 3 rows containing checkboxes and text about business management.

⑥ 環境配慮の取組

Table with 1 column and 2 rows containing checkboxes and text about environmental measures.

⑦ 農作業の共同化(対象:事業実施主体が認める者)

Table with 1 column and 1 row containing a checkbox and text about shared farming.



⑧ 労働時間の削減

省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcの取組に該当している。

a (略)  b (略)  c (略)

⑨～⑫ (略)

⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築

本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営・就農支援センター等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。

⑭ 中山間地域での取組(対象:市町村が認める者等)

市町村が認める者等であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。

Ⅲ 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	省力化農機等の該当の有無	みどり農機等の該当の有無	規模決定の根拠	着工(契約)予定年月日	竣工予定年月日
1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

(注) 1 「省力化農機等の該当の有無」及び「みどり農機等の該当の有無」欄は、市町村と相談の上、該当する場合に□にチェックを入れること。  
2 「みどり農機等の該当の有無」欄にチェックを入れた場合は、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画及び化石燃料・化学肥料使用量削減計画のうち導入する機械が位置付けられた計画を添付すること。  
3 「規模決定の根拠」欄は、市町村と相談の上、根拠とした資料名等を記載すること。

No	園芸作物共済、農機具共済等の加入		機械等の保管・設置・施工場所	ICTベンダー等へのデータ提供の有無	API環境の有無	飼養衛生管理基準順守状況の確認
	加入保険名称	加入時期及び加入期間				
1				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 1 (略)  
2 (略)  
3 トラクター、コンバイン又は田植機の場合は、位置情報及び作業時間に関するデータを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できる環境を整備している場合、「API環境の有無」欄の□にチェックを入れること。  
4 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養し、導入等する機械等が家畜の増頭又は農場の規模拡大を図るものである場合、「飼養衛生管理基準順守状況の確認」欄の□にチェックを入れること。(都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。)

No	事業費(円) A=B+C+D+E+F+G	資金調達計画(円)						助成率(%) H=B/A	融資率(%) I=C/A	担保措置の有無	耐用年数(年)	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金 D	地方公共団体等							
					都道府県 E	市町村 F	その他 G					
1									<input type="checkbox"/>			
2									<input type="checkbox"/>			
3									<input type="checkbox"/>			
計												

(注) 1 市町村が認める者等は、「融資率」欄の記載は不要。  
2 (略)  
3 (略)  
4 (略)

Ⅳ 経営体の成果目標

(1)～(3) (略)

(4) 輸出の取組に係る個人情報の取扱い

(略)  (略)

(略)  (略)

(注) 成果目標として(1)の④輸出の取組を設定する場合に記載する。

⑧ 労働時間の削減(対象:事業実施主体が認める者)

事業実施主体が認める者であって、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcの取組に該当している。

a (略)  b (略)  c (略)

⑨～⑫ (略)

⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築(対象:事業実施主体が認める者)

事業実施主体が認める者であって、本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営相談所等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。

⑭ 中山間地域での取組(対象:事業実施主体が認める者)

事業実施主体が認める者であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。

Ⅲ 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	省エネ農機等の該当の有無	スマート農機等の該当の有無	規模決定の根拠	着工(契約)予定年月日	竣工予定年月日
1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

(注) 1 「省エネ農機等の該当の有無」及び「スマート農機等の該当の有無」欄は、市町村と相談の上、該当する場合に□にチェックを入れること。  
2 「省エネ農機等の該当の有無」欄にチェックを入れた場合は、化石燃料・化学肥料使用量削減計画書を添付すること。  
3 「規模決定の根拠」欄は、市町村と相談の上、根拠とした資料名等を記載すること。

No	園芸作物共済、農機具共済等の加入		機械等の保管・設置・施工場所	ICTベンダー等へのデータ提供の有無	(新設)	(新設)
	加入保険名称	加入時期及び加入期間				
1				<input type="checkbox"/>	(新設)	(新設)
2				<input type="checkbox"/>	(新設)	(新設)
3				<input type="checkbox"/>	(新設)	(新設)

(注) 1 (略)  
2 (略)  
(新設)  
(新設)

No	事業費(円) A=B+C+D+E+F+G	資金調達計画(円)						助成率(%) H=B/A	融資率(%) I=C/A	担保措置の有無	耐用年数(年)	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金 D	地方公共団体等							
					都道府県 E	市町村 F	その他 G					
1									<input type="checkbox"/>			
2									<input type="checkbox"/>			
3									<input type="checkbox"/>			
計												

(注) 1 事業実施主体が認める者は、「融資率」欄の記載は不要。  
2 (略)  
3 (略)  
4 (略)

Ⅳ 経営体の成果目標

(1)～(3) (略)

(4) 輸出の取組に係る個人情報の取扱い

同意します  (略)

同意しません  (略)

(新設)















# ○融資主体型補助事業整理番号表

## ①助成対象者要件

番号	区分	備考
1	目標地図に位置付けられた者	地域計画策定地区
2	中心経営体	人・農地プラン作成地区
3	中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	地域計画及び人・農地プラン策定地区以外
4	事業実施主体が認める者	人・農地プラン作成地区 番号5の者を除く
5	事業実施主体が認める者（新規就農者）	人・農地プラン作成地区

## ②助成対象者の詳細

(認定農業者等の区分)

	番号	区分
①助成対象者要件で番号1を選択した者のうち	1	認定農業者
	2	認定就農者
	3	集落営農組織（任意組織）
	4	市町村基本構想に示す目標水準を達成している農業者
	5	市町村が認める者
①助成対象者要件で番号2～3を選択した者のうち	6	認定農業者
	7	認定就農者
	8	集落営農組織（任意組織）
①助成対象者要件で番号4又は5を選択した者のうち	(例る。)	(削る。)
	9	事業実施主体が認める者のうち当該市町村の認定農業者の平均所得のおおむね8割以上の所得がある者
	10	事業実施主体が認める者のうち中心経営体
	11	事業実施主体が認める者のうち認定農業者
	12	事業実施主体が認める者のうち10年後の農業経営の継続意向が明確になっている者

(営農類型)

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

## ③整備内容

番号	機械等名	備考	
1	トラクター	農業用機械	
2	コンバイン		
3	田植機		
4	乗用管理機		
5	茶複合管理機		
6	アタッチメント		
7	GPSガイダンス		
8	その他機械		
9	ハウス	生産・流通	
10	育苗施設		
11	乾燥調製施設		
12	果樹棚		
13	集出荷施設	加工・直売・交流	
14	農産物加工施設		
15	直売施設	畜産・酪農	
16	観光農業関連施設		
17	畜舎（肉用牛）		
18	畜舎（養豚）		
19	畜舎（養鶏）		
20	畜舎（酪農）		
21	畜舎（その他）		
22	サイロ		
23	堆肥施設		
24	機械（畜産関係）		
25	その他畜産関係施設		
26	環境衛生施設		その他
27	ほ場観測施設		
28	中間拠点施設		
29	その他施設等	土地基盤整備	
30	畦畔除去		
31	区画整理		
32	暗渠排水		
33	明渠排水		
34	その他基盤整備		

## ④被災に備えた措置

番号	保険等の種類
1	園芸施設共済
2	農機具共済
3	損害保険
4	その他の保険等
5	施工業者の保証
6	その他

## ⑤金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県

## ⑥融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）





被災に備えた措置			本則の課税事業者は「1」、 簡易課税事業者又は課税事業者でない場合は「2」を記入	(新設)	(新設)	事業費 (円)	助成金 (円)	助成対象者負担		地方公共団体等			助成率 (%)	融資率 (%)	担保措置の有無 (該当の場合「1」を記入)	新品時の法定耐用年数 (年)  (※中古機械の場合は中古資産耐用年数を併せて括弧書きで記載すること)	備考
加入保険等の種類等	保険会社等の名称	保険加入年月日						融資 (円)	自己資金 (円)	都道府県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)					











# ○融資主体型補助事業整理番号表

## ①助成対象者要件

番号	区分	備考
1	中心経営体であり、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	人・農地プラン作成地区
2	中心経営体	人・農地プラン作成地区
3	中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	人・農地プラン作成地区以外
4	事業実施主体が認める者	人・農地プラン作成地区 番号5の者を除く
5	事業実施主体が認める者（新規就農者）	人・農地プラン作成地区

## ②助成対象者の詳細 (認定農業者等の区分)

	番号	区分
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
①助成対象者要件で番号1～3を選択した者のうち	1	認定農業者
	2	認定就農者
	3	集落営農組織（任意組織）
	4	その他
①助成対象者要件で番号4又は5を選択した者のうち	5	事業実施主体が認める者のうち当該市町村の認定農業者の平均所得のおおむね8割以上の所得がある者
	6	事業実施主体が認める者のうち中心経営体
	7	事業実施主体が認める者のうち認定農業者
	8	事業実施主体が認める者のうち10年後の農業経営の継続意向が明確になっている者

## (営農類型)

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

## ③整備内容

番号	機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	
9	ハウス	生産・流通
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	
12	果樹棚	
13	集出荷施設	加工・直売・交流
14	農産物加工施設	
15	直売施設	
16	観光農業関連施設	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	環境衛生施設	
27	ほ場観測施設	
28	中間拠点施設	
29	その他施設等	
30	畦畔除去	土地基盤整備
31	区画整理	
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

## ④被災に備えた措置

番号	保険等の種類
1	園芸施設共済
2	農機具共済
3	損害保険
4	その他の保険等
5	施工業者の保証
6	その他

## ⑤金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県

## ⑥融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）

別紙参考様式

省力化農業機械等導入計画

助成対象者名称

1. 省力化農業の取組方針

記号	取組方針

2. 省力化農業転換に係る機械等

記号	No.	導入機械等	構造規模	台数	機械等の種類

- (注) 1 導入する省力化農業農業機械等と関連機械等を一体的に利用する場合には、一体的な取組と分かるように記号欄に同一の記号等を記載すること。
- 2 「No.」欄から「台数」欄は、個別経営体調書(別紙様式1別添1)のⅢの事業内容等に基づき、記載すること。(個別経営体調書のⅢの事業内容等に、省力化農業機械等導入計画に該当しない機械等も併せて記載している場合は、該当する機械等のみを記載すること。)
- 3 機械等の種類欄には、対象となる機械等の種類又はその関連機械である旨記載すること。

別紙参考様式

化石燃料・化学肥料使用量削減計画

助成対象者名称

1 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図る取組

区分	現状使用量	(時点)	目標年度 使用量 (計画)	削減率	(削る。)
1	化石燃料使用量の15%以上の削減				(削る。)
2	化学肥料使用量の20%以上の削減				(削る。)

(削る。)

2 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図るために導入する機械等

区分	No.	導入機械等	構造規模	台数	(削る。)	(削る。)	削減に向けた取組内容	根拠資料等
					(削る。)	(削る。)		
					(削る。)	(削る。)		
					(削る。)	(削る。)		
					(削る。)	(削る。)		
					(削る。)	(削る。)		
					(削る。)	(削る。)		

- (注) 1 (略)
- 2 「No.」欄から「台数」欄は、個別経営体調書(別紙様式1別添1)のⅢの事業内容等に基づき、記載すること。(個別経営体調書のⅢの事業内容等に、本削減計画に該当しない機械等も併せて記載している場合は、該当する機械等のみを記載すること。)
- 3 (略)

(新設)

別紙参考様式

化石燃料・化学肥料使用量削減計画

助成対象者名称

1 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図る取組

区分	現状使用量	(時点)	目標年度 使用量 (計画)	削減率	備考
1	化石燃料使用量の15%以上の削減				
2	化学肥料使用量の20%以上の削減				

(注) 備考欄には、化石燃料又は化学肥料使用量の削減を図る取組の概要を記載すること。

2 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図るために導入する機械等

区分	No.	導入機械等	構造規模	台数	事業費	うち助成金	削減に向けた取組内容	根拠資料等

- (注) 1 (略)
- 2 「No.」欄から「事業費」欄は、個別経営体調書(別紙様式1別添1)のⅢの事業内容等に基づき、記載すること。(個別経営体調書のⅢの事業内容等に、本削減計画に該当しない機械等も併せて記載している場合は、該当する機械等のみを記載すること。)
- 3 (略)

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(○年度目)

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	計画承認年度	目標年度	事業実施主体

(注) 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目達成状況(%)
	1年度目	2年度目	3年度目(目標年度)	
必須目標	付加価値額の拡大 対象者区分 市町村が認める者等以外の者 市町村が認める者等			
選択目標	①(略)			
	②(略)			
	③(略)			
	④(略)			
	⑤(略)			
	⑥(略)			
	⑦(略)			
	⑧(略)			
	⑨(略)			

IV その他

地域計画の策定状況

- (1) 策定した日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- (2) 今後の見通し(未策定の場合)

[記入要領]

1~3 (略)

4 IVについては、事業実施時点で地域計画を策定していない地区である場合(実施要綱別記1の第1の2の(2)及び(5)に該当する地区である場合)に記入する。

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(○年度目)

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	計画承認年度	目標年度	事業実施主体

(注) 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目達成状況(%)
	1年度目	2年度目	3年度目(目標年度)	
必須目標	付加価値額の拡大 対象者区分 事業実施主体が認める者以外の者 事業実施主体が認める者			
選択目標	①(略)			
	②(略)			
	③(略)			
	④(略)			
	⑤(略)			
	⑥(略)			
	⑦(略)			
	⑧(略)			
	⑨(略)			

IV その他

人・農地プランの作成状況

- (1) 作成した日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- (2) 今後の見通し(未作成の場合)

[記入要領]

1~3 (略)

4 IVについては、事業実施時点で人・農地プランを作成していない地区である場合(実施要綱別記1の2の(4)に該当する地区である場合)に記入する。

## 目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	計画承認年度	目標年度	事業実施主体

(注) 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。

## II 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

- 1 担い手への農地利用集積について
- 2 必要となる中心経営体の育成について
- 3 **地域計画の策定**・見直し等について
- 4 未達成者の対応等その他

〔記入要領〕

- 1 (略)
- 2 IIについては、Iで整理した助成対象者ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、目標未達成による地域への影響等を踏まえ、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③**地域計画**と現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。

## 目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	計画承認年度	目標年度	事業実施主体

(注) 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。

## II 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

- 1 担い手への農地利用集積について
- 2 必要となる中心経営体の育成について
- 3 **人・農地プランの作成**・見直し等について
- 4 未達成者の対応等その他

〔記入要領〕

- 1 (略)
- 2 IIについては、Iで整理した助成対象者ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、目標未達成による地域への影響等を踏まえ、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③**人・農地プラン**と現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。

## 別記2 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

(新設)

### 第1 趣旨

今後、人口減少社会が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、現在の担い手ではカバーし切れない農地を担う新たな担い手を生み出していく必要がある。

このため、認定農業者及び市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者（以下「基本構想水準到達者」という。）等により構成された組織（以下「認定農業者等」という。）を設立し、新たな担い手を目指して就農しようとする者（以下「就農希望者」という。）の参画・育成を図ろうとする取組を支援し、地域農業の生産基盤の維持・強化を図る。

### 第2 目標

認定農業者等が、地域農業の持続性を確保するために、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成すること。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業の実施方針

市町村が策定する市町村事業実施計画（別紙様式第1号。以下「市町村計画」という。）に基づき、認定農業者等が就農希望者の参画・育成を図るため、担い手育成計画（別紙様式第2号。以下「育成計画」という。）を定め、その達成に向けた取組に対して助成する。

#### 2 事業実施地区

本事業は、本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている区域又は地域計画の策定に向けた工程表が策定され、令和5年度中に協議の場の設置を行う予定の区域を対象とする。

#### 3 事業実施主体

市町村とする。

#### 4 事業内容

##### (1) 助成対象者

本事業の助成対象者は以下のアからオまでの要件を全て満たす認定農業者等であること。

ア 地域計画で位置付けられることが確実な認定農業者又は市町村基本構想水準到達者を複数含む3名以上の農業者で構成されていること。ただし、上記の認定農業者及び市町村基本構想水準到達者を複数確保することが難しい場合は、1名は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者とし、それ以外の1名は認定新規就農者、法人化が確実と見込まれる集落営農又は地域農業関係組織の役員（農事実行組合、多面的機能支払交付金の活動組織、水利組合、農業委員会、土地改良区等の地域農業に責任のある者）とすること。

イ 規約・定款を有し、構成員で機械等の共同利用、農作業の受託又は農業経営等を行うものであること。



ウ 市町村の策定する地域計画（案及び協議結果の取りまとめを含む。）に位置付けられること。

エ 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の対象ではないこと。

オ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）のうちサポート体制構築事業の対象ではないこと。

(2) 助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

ア 担い手育成計画の策定

助成対象者は、育成対象となる就農希望者を選定し、育成計画を策定する。なお、市町村等関係機関は、助成対象者の求めに応じて書類作成等のサポートを行うように努める。

イ 担い手育成計画の達成に向けた取組

助成対象者は、取組内容を記載した育成計画の達成に向けた取組を実施する。

ウ 助成対象となる経費及び補助率

イに係る助成対象となる経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとし、他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

**第4 成果目標**

1 本事業の成果目標は、担い手の育成に関する目標とし、別表2の表に掲げる目標項目及び目標水準とする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、第5の3の事業実施計画の承認のあった日の属する年度から起算して5年度目とする。

**第5 実施手続**

1 事業実施主体は、助成対象者の育成計画を精査した上で、市町村計画を作成し、別紙様式第3号により都道府県知事に承認の申請をするものとする。

作成に当たっては、以下について確認等するものとする。

(1) 助成対象者が位置付けられている地域計画や当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意すること。

(2) 育成計画に記載された成果目標について、別表3のポイント配分基準表に基づきポイントを算定すること。

(3) 成果目標及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠、当該年度に実施予定の取組の積算根拠等について、客観的な資料により確認すること。

2 都道府県知事は、1により提出されたものについて精査した上で、都道府県事業実施計画（別紙様式第4号。以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第3号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ承認の申請をするものとする。

なお、申請に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを十分に確認するものとする。

- (1) 助成対象者の取組が、地域のモデル的な取組としての担い手の育成効果の発現が見込まれるものであること。
  - (2) 成果目標が助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該助成対象者及びその実施地区の発展につながるものであること。

また、市町村が算定したポイントに係る成果目標の設定根拠及び現状の根拠が明確となっているものであること。
  - (3) 就農希望者が目標地区に位置付けられることが確実と判断できること。
  - (4) 就農希望者は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者でないこと。これらを目指す意思を有することが確認できること。
  - (5) 現在、就農希望者は農業法人等との雇用契約を結んでいないこと。
  - (6) 助成対象となる事業内容が、第3の4の(2)のイの規定に適合するものであること。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された内容を審査し、適当と認められる場合には、その計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、3によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、事業実施主体に対して、速やかに承認した旨の通知をするものとする。

## **第6 事業の着手**

- 1 本事業は、原則として、事業実施主体が、助成対象者に対して助成金の交付の決定を行った後の取組を対象とする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があると認められるときは、事業実施主体である市町村が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、助成対象者は事業実施主体に交付決定前着手届を提出している場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に事業に着手する場合は、事業の内容が明確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着手するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の日付及び着手の年月日等を記載するものとする。
- 3 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に着手する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着手の後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着手した場合には、助成対象者に着手届を提出させるものとする。ただし、1の交付決定前着手届を提出している場合は、この限りではない。
- 5 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業

の執行が図られるよう努めるものとする。

## **第7 市町村事業実施計画の重要な変更**

市町村計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあつては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 助成対象者の変更

(3) 助成対象者の事業内容の新設

(4) 就農希望者の変更

## **第8 事業の完了**

事業実施主体は、助成対象者が当該年度の事業を完了した場合には、事業完了届を提出させるものとする。この場合、市町村は当該事業完了届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

## **第9 事業実施状況の報告等**

1 事業実施主体は、実施計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成に向けた各年度の目標達成状況の報告を受け、当該目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、成果目標の達成に向けて必要と判断したときは、事業実施主体に指導等を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、当該年度における目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告するものとする。

4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長等からの報告を取りまとめ、公表するものとする。

5 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

## **第10 対策の評価**

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における実施計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び目標達成に向けた改善措置等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第8号）により整理して、都道府県知事に併せて報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、実施計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき及びその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、目標年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。

3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導等を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合等は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、期間を延長した上で成果目標の変更等適切な措置を講ずるものとする。

4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により経営局長に報告するものとする。

5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長等からの報告を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

## **第11 効率的かつ適正な執行の確保**

1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

3 地方農政局長等は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、都道

府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

5 事業実施主体は、就農希望者の確保を含めて助成対象者へ助言・指導する場合、必要に応じて農業経営・就農支援センター等と連携して行うものとする。

6 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等を電子メールにより提出させるなど事務負担の軽減に努めるものとする。

## **第12 国の助成措置等**

国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下により算定された配分額を都道府県に配分するものとする。

(1) 事業実施主体は、育成計画に記載された成果目標等の取組を別表3のポイント配分基準表に基づきポイント化し、そのポイントを合計して採択ポイントを算定する。

(2) 国は、算定された採択ポイントの高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の取組に係る補助金の要望額を配分額とする。

## **第13 関係書類の整備**

助成対象者、事業実施主体及び都道府県は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次の1から4までに掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。

### **1 計画書関係**

#### **【助成対象者の場合】**

(1) ポイント配分基準に基づくポイントの根拠となる資料

(2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

(3) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

#### **【事業実施主体の場合】**

(1) ポイント基準に基づくポイントの根拠を確認した資料

(2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

(3) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料

(4) 各実施計画の根拠となる資料

(5) 第9の目標達成状況の報告等及び第10の事業の評価の根拠となる資料

### **2 予算関係書類**

(1) 予算書及び決算書

(2) 分（負）担金賦課明細書

(3) その他



### 3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負)担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等)
- (4) その他

### 4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

## 第14 フォローアップ等

1 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。

また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

3 都道府県知事は、2に基づき報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事に対し、指導・助言するものとする。

5 事業実施主体は、実施計画に位置付けられた助成対象者の経営状況を把握するとともに、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

6 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定を推進するものとする。

7 事業実施主体は、助成対象者における農作業安全対策の取組促進や意識向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

## 第15 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

助成対象経費の内容及び補助率

<u>区分</u>	<u>内 容</u>
<u>備品費</u>	<u>事業を実施するための、取得単価が 50 万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入並に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）</u>
<u>消耗品費</u>	<u>事業を実施するための、原材料、取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費</u>
<u>印刷製本費</u>	<u>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費</u>
<u>通信運搬費</u>	<u>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）</u>
<u>役員費</u>	<u>事業実施主体や取組主体が直接実施することが困難である役員（ホームページ作成、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費</u>
<u>委託費</u>	<u>事業の交付目的たる事業の一部分（農作業等）を他の事業者等に委託するために必要な経費</u>
<u>旅費</u>	<u>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。助成対象者に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程等によることができるものとする。</u>
<u>その他</u>	<u>事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、収入印紙代、損害保険加入費等の雑費など他の費目に該当しない経費</u>
<u>補助率</u>	<u>定額。補助上限は 300 万円とする。ただし、就農希望者が複数であって、時期、場所、耕種が別の場合は補助上限を 500 万円とする。</u>

別表 2  
成果目標の目標水準

<u>目 標 項 目</u>	<u>目 標 水 準</u> <u>（採択年度から目標年度の目標）</u>
<u>助成対象者</u>	<u>（1）高収益作物等の導入・拡大 高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組み、販売金額を増加させる。</u>

	<u>(2) 多品目栽培の実施</u>	<u>高収益作物の品目数を増加させる。</u>
	<u>(3) 加工品や直売等の導入・拡大</u>	<u>加工品や直売等に取り組み、販売金額を増加させる。</u>
就農希望者	<u>(4) 地域計画の目標地図に位置付けられること</u>	<u>就農希望者が地域計画の目標地図に位置付けられる。</u>

※(4)の成果目標は必須

別表3  
ポイント配分基準表

○就農希望者ポイント（就農希望者1人につき）

項 目	点 数
<u>(1) 就農希望者が60歳以下である。</u>	年齢に応じて加点 <u>60歳以下である・・・1点</u> <u>50歳以下である・・・3点</u> <u>40歳以下である・・・5点</u>

○取組ポイント

項 目	内 容	点 数
<u>(1) 高収益作物等の導入・拡大</u>	<u>目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。</u>	高収益作物等の販売額の増加に応じて加点 <u>50万円以上・・・1点</u> <u>100万円以上・・・2点</u> <u>150万円以上・・・3点</u> <u>200万円以上・・・4点</u> <u>250万円以上・・・5点</u>
<u>(2) 多品目栽培の実施</u>	<u>目標年度までに高収益作物の品目数を拡大する。</u>	品目数の増加に応じて加点 <u>1品目・・・1点</u> <u>2品目・・・2点</u> <u>3品目以上・・・5点</u>

<u>(3) 加工品や直売等の導入・拡大</u>	<u>目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。</u>	<u>加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点</u> <u>50万円以上・・・1点</u> <u>100万円以上・・・2点</u> <u>150万円以上・・・3点</u> <u>200万円以上・・・4点</u> <u>250万円以上・・・5点</u>
<u>(4) 研修計画の作成</u>	<u>育成計画に、就農に必要な知識や技術を習得できる研修計画を作成することとしている。</u>	<u>2点</u>
<u>(5) 販売管理手法等の習得</u>	<u>育成計画に、就農希望者に対して、組織の認定農業者等の有する①販路や②販売管理手法を習得できる実習が含まれている。</u>	<u>①と②で5点</u> <u>いずれかの場合は2点</u>
<u>(6) 組織の育成体制</u>	<u>定款・規約において、就農希望者を支援するための複数の担当者あるいは部署が決まっている。</u>	<u>2点</u>

○地域ポイント

<u>項 目</u>	<u>点 数</u>
<u>(1) 中山間地ルネッサンス事業の対象地区である※</u>	<u>5点</u>
<u>(2) 地域計画が策定されている</u>	<u>協議が行われ、その結果を取りまとめている・・・2点</u> <u>目標地区の素案が作成されている・・・・・・・・・・4点</u> <u>地域計画（案）が策定されている・・・・・・・・・・5点</u>

※中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者の取組。

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策  
〇〇市町村事業実施計画

<u>都道府県名</u>		<u>市町村名</u>		<u>地区名</u>	
<u>助成対象者名</u>		<u>代表者名</u>			

1 事業計画  
(単位：円)

<u>項目</u>	<u>事業費</u> $F = A + B + C + D + E$	<u>負担区分</u>					<u>備考</u>
		<u>補助金</u> <u>A</u>	<u>都道府県費</u> <u>B</u>	<u>市町村費</u> <u>C</u>	<u>助成対象者負担</u> <u>D</u>	<u>その他</u> <u>E</u>	
<u>事業費</u>							
<u>内容</u>							

2 就農希望者の概要

<u>氏名</u>	<u>生年月日</u>	<u>地域計画（目標地区）に位置付ける予定年度</u>	<u>認定農業者・市町村基本構想水準到達者を目指す意思がある※</u>	<u>農業法人等との雇用関係がない※</u>	<u>備考</u>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※該当の有無を確認し、をチェックすること

3 事業実施主体の概要

<u>市町村名</u>		<u>代表者名</u>	
<u>事務局担当部局</u>		<u>事務責任者</u>	<u>(役職)</u> <u>(氏名)</u>
<u>電 話</u> <u>E-mail</u>	<u>TEL</u> <u>E-mail</u>	<u>事務担当者</u>	<u>(役職)</u> <u>(氏名)</u>



4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- ・ 別紙様式第1号別添及び別紙様式第2号
- ・ 助成対象者の定款又は規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ・ 地域計画が策定されている場合には、助成対象者が位置付けられている地域計画
- ・ 地域計画が策定されていない場合には、工程表、地域計画（案）等
- ・ その他、都道府県知事が必要と認める書類

(注) 添付資料について、助成対象者のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該外部サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号別添

(1) 総括表

No	都道府県名	市町村名	助成対象者名	助成事業		補助上限500万円に該当する場合は「1」、しない場合は「2」を記入。	(1) 就農希望者の年齢		(2) 高収益作物等の導入・拡大	(3) 多品目栽培の実施	(4) 加工品や直売等の導入・拡大	
				事業費等			1人目	2人目				
				事業費(円)	国庫補助金(円)							
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	

ポイント						採択ポイント (18)÷(6) ×100万円	備考
(5) 研修 計画の作成	(6) 販売管 理手法の習得	(7) 組織の 育成体制	(8) 中山間 地農業ルネッ サンス	(9) 地域計 画が策定され ている	基礎ポイント		
(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)

(2) 個別表

No	都道 府県名	市町村名	助成対象者情報						事業内容	
			助成対象者の 整理番号	助成対象者の区分(地 域計画への位置付け)		助成対象者の詳細				
				助成対象者名	区分 1:位置付けられた 組織 2:位置付けられるこ とが確実である組織	経営形態の 別の区分		認定農業者等		
						整理 番号	区分 1:法人 以外 2:法人	整理 番号		区分 1:認定農業者、市町村構想 水準到達者が2人以上いる 2:上記以外

具体的な内容		経費情報							消費税仕入控除税額		新たな担い手	
助成対象者ごとの整備内容の整理番号	事業内容 (取組内容)	本則の課税事業者は「1」、簡易課税事業者又は課税事業者でない場合は「2」を記入。不明な場合は空欄	事業費	国費	都道府県非	市町村費	その他	除税額	うち国費	補助上限500万円に該当する場合は「1」、しない場合は「2」を記入。	1人目の年代	2人目の年代
											区分 1 60歳以下 2 50歳以下 3 40歳以下	区分 1 60歳以下 2 50歳以下 3 40歳以下
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)			

ポイント算定

成果目標																							
高収益作物等の導入・拡大						多品目栽培の実施						加工品や直売等の導入・拡大											
現 状 値	R5 年 度	R6 年 度	R7 年 度	R8 年 度	R9 年 度	増 加 額	単 位	現 状 値	R5 年 度	R6 年 度	R7 年 度	R8 年 度	R9 年 度	増 加 額	単 位	現 状 値	R5 年 度	R6 年 度	R7 年 度	R8 年 度	R9 年 度	増 加 額	単 位
							万円								品目								万円
							万円								品目								万円
							万円								品目								万円

組織の取組			地域の状況	
研修計画の作成 (該当すれば1を記入)	販売管理手法の習得 区分 1 販路のみ 2 販売管理手法 3 両者	組織の育成体制 (該当すれば1を記入)	中山間地農業 ルネッサンス 事業の対象 地区である (該当すれば1を記入)	地域計画の策定状況 区分 1 協議が行われ、その結果を取りまとめている 2 目標地図の素案が作成されている 3 地域計画(案)が策定されている

別紙様式第2号

担 手 育 成 計 画

<u>都道府県名</u>		<u>市町村名</u>	
<u>地区名</u>		<u>助成対象者名</u>	
<u>代表者名</u>		<u>構成員数</u>	

1 地域の現状及び課題

2 地域の活性化に向けた方針

3 スローガン

--

4 担い手の育成

(1) 組織の主な取組内容（経営面積、主な作物の生産規模、作業受託、所有機械等）

--

(2) 認定農業者等構成員

No	属性	氏名	経営内容・規模	備考

※属性は、認定農業者、基本構想水準者等を記載

※認定農業者又は構想水準到達者を複数確保できない場合にはその理由と、認定農業者又は基本構想水準到達者の代わりとなる者を選定した理由を、備考欄に記載

(3) 就農希望者

氏名	農林 太郎	水産 次郎
年齢		
住所		
家族構成		
農作業に従事できる頻度		
本格的就農予定年		
備考		

(4) 育成体制及び内容

育成責任者	
目標（就農希望者の5年後の姿、営農規模、組織との関係）	
目標を達成するための指導内容（取組作物、機械作業、所得確保支援、生活支援等）	
期待されるスキルや能力	

※就農希望者と農業生産組織の代表者らと十分話し合って記載すること。

5 事業実施計画



項目	取組内容	事業量	事業費 (円)			備考
				助成額	その他	
1 高収益 作物の導入						
2 経営の 多角化						

※助成対象者が課税事業者の場合は、備考欄に事業費に含まれる「消費税額及び減額した国費額」を記載する。簡易課税事業者及び免税事業者については、「該当なし」、不明な場合は「含税額」と記載する。なお、任意組織の場合は、構成員の課税状況に応じて、消費税額の控除を行う必要がある。

#### 6 成果目標

成果目標に設定する項目の「」にチェックを入れること。

	項目	内容	現状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			R5年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
<input type="checkbox"/>	高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売増加(高収益作物等の販売金額:万円)						
<input type="checkbox"/>	多品目栽培の実施	高収益作物の品目数の増加(品目数:品目)						
<input type="checkbox"/>	加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売増加(加工品等の販売金額:万円)						
<input type="checkbox"/>	地域計画の目標地図への位置	位置付けられた年度に1を記載(複数人の場合)						

置付け	は人数を記載)							
-----	---------	--	--	--	--	--	--	--

※実績数値は下線を引くこと。

7 添付書類

- (1) 事業費の算定の根拠となる、見積書や取組内容の詳細が分かる資料。
- (2) その他、記載事項が妥当であること。

別紙様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

(〇〇地方農政局長 殿)

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇市町村長  
(〇〇都道府県知事)  
〇〇 〇〇

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策実施計画（又は都道府県実施計画）の承認申請について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別記2の第5の1又は第5の2に基づき、関係書類を添えて申請する。

別紙様式第4号

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策  
〇〇都道府県事業実施計画

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 都道府県事業実施計画

(単位：円)

項目	事業費	負担区分					備考
		国庫	都道府県費	市町村費	助成対象者負担	その他	
	F = A + B + C + D + E	A	B	C	D	E	
事業費							

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第1号及び別紙様式第1号別添、別紙様式第2号
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注) 交付申請時に本様式を準用する場合は、都道府県交付要綱を添付すること。

別紙様式第5号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長  
〇〇 〇〇

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策目標達成状況報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の1又は第10の1に基づき、別添のとおり報告する。

別紙様式第5号別添

目標達成状況報告書（〇年目）

都道府県名	市町村名	助成対象者名	採択年度	目標年度
			令和5年度	令和9年度

1 助成対象者の成果目標

項 目	現 状	目標達成状況 (上段：計画、下段：実績)					〇年目 達成状 況 (%)	実 績 を 確 認 し た 資 料 名 等
		1年目 (採択年 度：R5 年度)	2年目 (R6年 度)	3年目 (R7年 度)	4年目 (R8年 度)	5年目 (目標年 度：R9 年度)		
① 高収益作物等の導入・拡大								
② 多品目栽培の								

	実施								
③	加工品 や直売 等の導 入・拡 大								
④	地域計 画の目 標地図 への位 置付け								

2 達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）

（添付書類）

- ・達成状況を確認できる客観的な資料。

（注）添付資料について、助成対象者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該外部サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〔記入要領等〕

1 1の「現状」欄と「目標達成状況」欄の上段には助成事業等実施内容（内訳）（別紙様式第2号別添）の（2）の成果目標の設定状況の「現状」、「〇年目」欄の内容を記入、下段は、当該年度の実績を記載し、「〇年度目標達成状況（%）」欄はその年度の計画に対する達成状況を、 $(\text{実績}-\text{現状}) / (\text{年度計画}-\text{現状}) \times 100$ により求め、記入するものとする（小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。）。なお、年度計画と現状が同じ場合は「-」を記入するものとする。

2 1の成果目標に係る達成状況は、助成事業等実施内容（内訳）に掲げた経営体の成果目標の項目について、助成対象者ごとに記入する。

3 「2 達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。

また、目標年度において目標が達成されていない場合は、別途、別紙様式第8号により助成対象者ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

別紙様式第6号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事

〇〇 〇〇

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策点検評価等報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経第2612号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の2又は第10の2に基づき、別添のとおり報告する。

別紙様式第6号別添

目標達成状況報告書（都道府県）

都道府県名	
-------	--

市町村名	助成対象者名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長等へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標が達成している地区の場合は「一」を記入する。なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第7号

番 号



年 月 日

経営局長 殿

〇〇地方農政局長

令和〇〇年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策点検評価等報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の3又は第10の4に基づき、別添のとおり報告する。

別紙様式7号別添

目標達成状況報告書（地方農政局等）

地方農政局等名	
---------	--

都道府県名	市町村名	助成対象者名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地方農政局長等の所見（評価）及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長等は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対して指導内容を踏まえた所見（評価）及び指導内容を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第8号

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	助成対象者名	採択年度	目標年度
-------	------	--------	------	------

			<u>令和5年度</u>	<u>令和9年度</u>
--	--	--	--------------	--------------

I 助成対象者ごとの成果目標の未達成理由等

<u>成果目標項目</u>	<u>目標未達成となった主な理由等</u>

II 目標達成に向けた改善措置及び達成見込時期等

--

〔記入要領〕

- 1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、助成対象者の成果目標の項目ごとに未達成の主な理由を記入する。
- 2 IIの「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。

附 則 (令和5年11月30日付け5経営第2013号)

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記1の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。